

み 第1468号
平成26年6月19日

大阪府環境審議会会長 様

大阪府知事



自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の
指定について (諮問)

標記について、大阪府自然環境保全条例第16条第3項で準用する同条例第11条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

(説明)

大阪府では、府内の自然環境の保全を図るため、特に必要なものについて、大阪府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域並びに緑地環境保全地域に指定し、その保全に努めてきたところです。

豊能町は、住宅開発が進む一方で、北摂地域特有の里地里山の景観を有する豊かな自然環境が残されており、豊能町木代地区では、隣接する茨木市域が大阪府立自然公園条例に基づく府立北摂自然公園に指定され、本地区とあわせ一体的に里山の様相を呈し、生物多様性の観点からも重要な地域資源となっております。

しかしながら、本地区周辺では、近年、違法な残土処分行為が相次ぎ、生活環境・自然環境の悪化にとどまらず、住民生活に危険が及ぶ事態となっております。本地区に残土処分行為が拡大するなどの事態となれば、隣接する府立自然公園などの周辺地域の自然環境にも大きな影響を及ぼすおそれがあります。

また、豊能町から、本地区の自然環境を保全するため大阪府緑地環境保全地域に指定をするよう申出書が提出されております。

そこで、本地区の良好な緑地環境を保全するため、大阪府自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域に指定し、保全計画を決定することとし、同条例第 16 条第 3 項で準用する同条例第 11 条第 4 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

豊能町木代地区
大阪府緑地環境保全地域

指定書・保全計画書（案）

大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室

指 定 書

豊能町木代地区大阪府緑地環境保全地域

1 指定理由

豊能町域は住宅開発が進む一方で、北摂地域特有の里地里山の景観を有する豊かな自然環境が残されている。

本地域は豊能町の東端に位置し、茨木市との境である稜線から北西に広がる斜面で、スギ、ヒノキの人工林と、アカマツから遷移したコナラが優占する二次林であり、さらに遷移が進み下層に常緑樹の侵入が見られる。またマツ枯れの被害も進んでいる。

稜線を挟んだ東側の茨木市域は、大阪府立自然公園条例に基づく府立北摂自然公園多留見地区に指定され、その豊かな自然環境は自然歩道の利用を通じて多くの府民に親しまれているほか、本地域とあわせ一体的に里山の様相を呈し、生物多様性の観点からも重要な地域資源となっている。

しかしながら、本地域周辺においては、近年、残土処分行為が相次ぎ、違法に行為を拡大し森林法に基づく中止命令が発出された箇所や、積み上げた土砂が大規模に崩落する事故が発生し、田畑・府道が土砂に埋まるなど、生活環境・自然環境の悪化にとどまらず、住民生活に危険が及ぶ事態に至っている。付近の住民からは、大阪府や豊能町に対して、これ以上、残土処分が行われないようにとの強い要望が寄せられている。

本地域は、豊能町木代地区の無許可で大規模な残土処分が行われた区域と、府立北摂自然公園多留見地区に挟まれた地域であり、この地域に残土処分行為が拡大するなどの事態となれば、木代地区の自然環境はますます悪化し、府立自然公園の自然環境にも大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、本地域を大阪府緑地環境保全地域に指定し開発行為から守るとともに、豊能町と連携して自然環境の保全活動に取り組むことなどにより、付近住民の良好な生活環境を保持するとともに、本地域一帯の良好な緑地環境を保全するものである。

なお、豊能町から、本地域の自然環境を保全するため大阪府緑地環境保全地域に指定をするよう申出書が提出されている。

2 緑地環境の概要

(1) 植生

本地域は、主にスギ・ヒノキの人工林が占める部分と、コナラを主体としてアカマツ、ホオノキなどが高木層を形成する二次林とで構成されている。尾根部ではアカマツの大径木も残されているが、マツ枯れの被害も進んでいる。

また亜高木層には、ソヨゴなどの常緑広葉樹と、タカノツメなどの落葉広葉樹が見られ、北摂地域に見られる典型的な二次林といえる。

低木層や草本層では、コアジサイ、ヒサカキ、モチツツジなどがみられる。

北摂の森林は府域の中でも広葉樹の割合が多く、古くから薪炭林、又は農用林として利用、管理されてきた里山が多く、本地域も現存植生の様子から、かつては日常的に利用されてきた北摂の典型的な里山といえる。

マツ枯れの被害とともに、今後は北摂地域で広がっているナラ枯れの被害についても懸念される。

(2) 野生動物

北摂地域には、里山環境のほか変化に富んだ自然特性によって多様な生き物が生息できる環境が数多く残されており、これによって北摂山地を特徴づけるミドリシジミ類など多くの生き物が生息している。

本地域においては、ニホンジカやイノシシなどの哺乳類、サンコウチョウ、ホトトギス、ウグイス、コゲラなどの鳥類が見られる。

昆虫類ではハルゼミ（府準絶滅危惧）、アキタクロナガオサムシ、テングチョウなどが見られる。

(3) 地形、地質

本地域が位置する北摂山地は、全域が標高 800mに満たない低山地域であり、山頂が 700m内外の山が府県境界部に沿って多く位置していることが大きな特徴となっている。

表層地質は丹波層群を貫いて広く分布する茨木複合花崗岩体とよばれる花崗岩により構成されている。

3 区域

(1) 区域の概要

当該地域は、豊能町の東端にあり、茨木市と豊能町との境に位置する稜線から北西に広がる標高 450m～500mの斜面で、北摂に多く見られるコナラやアカマツを主体とした二次林と林齢約 60年のスギ、ヒノキの人工林となっている。

当該地域の東側は府立北摂自然公園多留見地区に指定され、一方、西側は大規模な残土処分場となっている。

(2) 位置及び区域

大阪府豊能郡豊能町木代の一部

(別紙 1、2 のとおり)

(3) 面積

大阪府緑地環境保全地域 4.78 ha

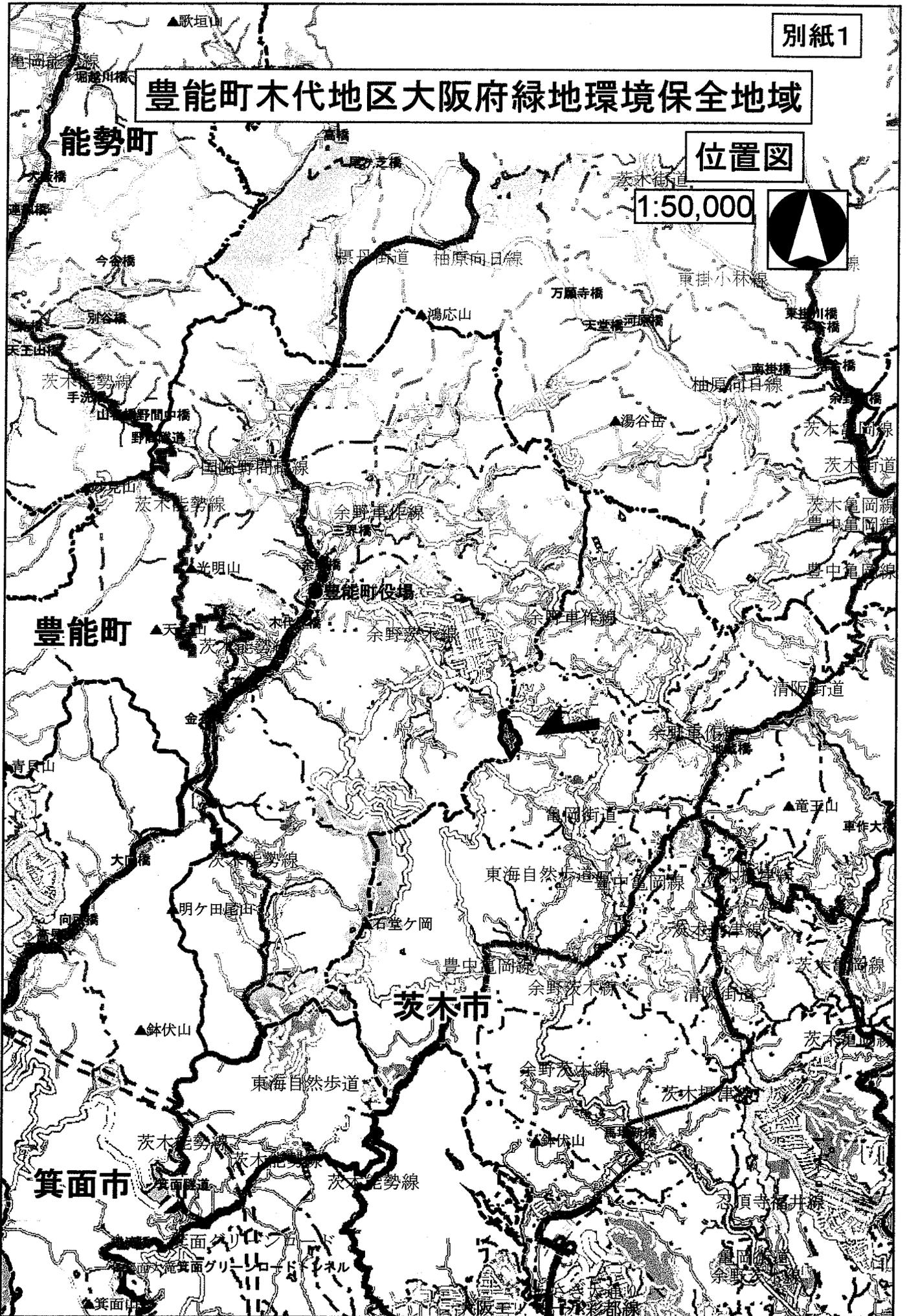
(4) 土地所有者関係

私有林

豊能町木代地区大阪府緑地環境保全地域

位置図

1:50,000



豊能町木代地区大阪府緑地環境保全地域

区域図

1:5,000



豊能町

茨木市

区域線表示凡例

①-②	里道界
②-③	里道界
③-④	谷界
④-⑤	旧里道界
⑤-①	里道界

保全計画書

豊能町木代地区緑地環境保全地域における保全計画

1 緑地環境の保全に関する基本的な事項

(1) 保全すべき自然環境の特質

本地域は豊能町の東端であり、茨木市との境に位置する稜線から北西に広がる斜面である。

稜線を挟んだ東側の茨木市域は、大阪府立自然公園条例に基づく府立北摂自然公園（多留見地区）に指定されており、その豊かな自然は自然歩道の利用を通じて多くの府民に親しまれている。

本地域の植生は、スギ、ヒノキの人工林と、コナラ、アカマツなどからなる二次林から構成されており、隣接する府立自然公園と一体となり良好な緑地環境を形成している。

しかし本地域周辺では、大規模に残土処分行為が行われており、雑木林と棚田からなる里地里山の自然環境は急激に失われつつある。

こうしたことから、本地域を開発行為から守り、隣接する府立北摂自然公園と一体的に保全することは、本来の里山の郷土景観を維持するとともに、付近住民の生活環境を守るためにも重要となっている。

(2) 法令による地域指定の状況

森林法第5条の規定による地域森林計画対象民有林、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条の規定による近郊緑地保全区域に指定されている。

(3) 保全に関する方針

本地域の保護・保全を地域住民と一体となって推進するとともに、府民に対して自然環境の保全の意識を啓発するため、標識の設置など必要な方策を講じる。

また、北摂地域で被害が広がりつつあるナラ枯れや、マツ枯れの被害に対し対策を講じる。

2 保全のための規制に関する事項

条例第16条第4項に規定する第18条第1項の許可を受けないで行うことができる木竹の伐採の方法及びその限度は次のとおりとする。

区 域	伐採の方法及びその限度	面積	土地所有別面積
大阪府豊能郡豊能町 木代の一部	・ 択伐 ・ 択伐率は現在蓄積の30%以内とする。	4.78ha	民有地 4.78 ha

3 保全のための施設に関する事項

保全施設は次のとおりとする。

施設の名称、種類	位 置	規模・構造	工種	摘 要
標 識	図面（別紙3）の とおり	3箇所	新設	制札、啓発標識

豊能町木代地区大阪府緑地環境保全地域

保全計画図

1:5,000



豊能町

茨木市

保全施設凡例	
施設の種類	記号
標識	